

平成22年5月6日

平成22年第2回岬町議会臨時会

第1日会議録

平成22年第2回(5月)岬町議会臨時会第1日会議録

○平成22年5月6日(木)午前10時00分開議

○場 所 岬町役場議場

○出席議員 次のとおり14名であります。

1番 川 端 啓 子	2番 鍛 冶 末 雄	3番 中 原 晶
5番 和 田 勝 弘	6番 出 口 實	7番 奥 野 学
8番 谷 本 貢	9番 反 保 多喜男	10番 岡 本 重 樹
11番 辻 下 文 信	12番 辻 下 正 純	13番 豊 国 秀 行
14番 小 川 日出夫	15番 竹 内 邦 博	

欠席議員 な し

傍 聴 な し

○地方自治法第121条の規定により本会に出席を求めた者は次のとおりであります。

町 長 田 代 堯	教 育 長 田 中 繁 樹
総 務 部 長 中 口 守 可	総 務 部 理 事 中 村 光 延
企 画 部 長 笠 間 光 弘	総 括 理 事 白 井 保 二
住 民 福 祉 部 長 芦 田 貴 志 雄	都 市 整 備 部 長 松 永 英 三
教 育 委 員 会 事 務 局 教 育 次 長 古 谷 清	企 画 部 理 事 谷 下 泰 久
住 民 福 祉 部 理 事 南 康 明	住 民 福 祉 部 理 事 岡 本 茂
都 市 整 備 部 理 事 入 口 博 行	都 市 整 備 部 上 下 水 道 担 当 理 事 末 原 光 喜
会 計 管 理 者 兼 理 事 渕 原 義 仁	総 務 部 総 務 課 長 中 田 道 徳
総 務 部 税 務 課 長 萬 谷 茂	企 画 部 秘 書 人 事 課 長 保 井 太 郎

○本会の書記は次のとおりであります。

議会議務局長 辻 下 一 博

議会議務局副理事 大 山 鐵 男

○会 期

平成22年5月6日から7日（2日間）

○会議録署名議員

13番 豊 国 秀 行

14番 小 川 日出夫

議事日程

日程1	会議録署名議員の指名
日程2	会期の決定
日程3 議案第30号	専決処分の承認を求める件（岬町税条例の一部改正）
日程4 議案第31号	専決処分の承認を求める件（岬町国民健康保険条例の一部改正）
日程5 議員提出議案第2号	特別委員会の設置について
日程6 意見書案第2号	関西国際空港の国際ハブ空港化を求める意見書（案）
日程7	議長辞職の件
日程8 選挙第1号	議長の選挙
日程9	副議長辞職の件
日程10 選挙第2号	副議長の選挙
日程11 選任第1号	常任委員会委員の選任
日程12 選任第2号	議会運営委員会委員の選任
日程13 選任第3号	特別委員会委員の選任
日程14 推せん第1号	農業委員会委員の推せん
日程15 選挙第3号	阪南岬消防組合議会議員の選挙
日程16 議案第32号	監査委員の選任について同意を求める件

日程17	総務文教委員会の閉会中の所管事務調査について
日程18	厚生委員会の閉会中の所管事務調査について
日程19	事業委員会の閉会中の所管事務調査について
日程20	議会運営委員会の閉会中の所管事務調査について

(午前10時00分 開会)

○谷本 貢議長 皆さん、おはようございます。

ただいまから平成22年第2回岬町議会臨時会を開会します。

ただいまの時刻は午前10時00分です。

本日の出席議員は14名です。

定足数に達しておりますので、本臨時会は成立しました。

本臨時会には、町長以下の関係職員の出席を求めています。

これより本日の会議を開きます。

○谷本 貢議長 日程1、「会議録署名議員の指名」を行います。

本臨時会の会議録署名議員を会議規則第120条の規定により、議長において指名します。1

3番豊国秀行君、14番小川日出夫君、以上の2名の方をお願いします。

○谷本 貢議長 日程2、「会期の決定」を議題とします。

お諮りします。

本臨時会の会期は、本日5月6日から7日までの2日間にしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○谷本 貢議長 異議なしと認めます。

よって、本臨時会の会期は、本日5月6日から7日までの2日間に決定しました。

○谷本 貢議長 それでは、本臨時会の開会に当たり、町長からあいさつを求められておりますので、これを許可します。町長、田代 堯君。

○田代町長 おはようございます。岬町議会臨時会の開会に当たりまして、一言ごあいさつ申し上げます。

本臨時会におきましては、3月末で専決処分いたしました案件の承認を求めることについて、本日はご審議していただきますことを、まず始めにお礼申し上げます。ありがとうございます。

さて、本臨時会にご提案いたしております議案は、専決処分の承認を求める件を2件。岬町税条例の一部改正と岬町国民健康保険条例の一部改正。そして人事案件といたしまして監査委員の選任について同意を求める件の3議案でございます。

どうかよろしくご審議いただき、議決賜りますようお願い申し上げまして、開会に当たりましてのごあいさつとさせていただきます。

○谷本 貢議長 町長のあいさつが終わりました。

○谷本 貢議長 日程3、議案第30号「専決処分の承認を求める件（岬町税条例の一部改正）」を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。総務部長、中口守可君。

○中口総務部長 日程3、議案第30号、専決処分の承認を求める件（岬町税条例の一部改正）についてご説明申し上げます。

地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をしたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものでございます。

専決処分理由につきましては、議案書の裏面をご参照ください。

地方税法等の一部を改正する法律が平成22年3月31日に公布され、一部の規定を除き同年4月1日から施行されることに伴い、地方税法の公布と同時に税条例に盛り込む改正を行う必要が生じましたが、議会を招集する時間的余裕がないため、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をしたものでございます。

なお、今回の改正内容は多岐にわたりますので、議案書と新旧対照表にあわせまして、1枚もでございますが、「岬町税条例の一部を改正する条例の概要について」をもって、説明をさせていただきます。

それでは、概要の1ページをご参照ください。

初めに、法人町民税関係でございます。

今回の税制改正により、地方税法の一部が改正されました。これに伴いまして、条例中に記載された地方税法の条項の繰り上げ等の改正を行う必要が生じたもので、条文といたしましては第19条、第31条、第48条、第50条となり、これらは平成22年4月1日からの施行となります。

続きまして、個人町民税関係でございます。

まず、第36条3の2の追加条文が、諸控除の見直しに伴う所要の措置として、扶養控除の見直し後も個人町民税の非課税限度額制度等に活用することを目的に、町が扶養親族に関する事項を把握できるようにするために改正を行うものでございます。なお、この改正につきましては平成24年度分からの個人町民税において適用となります。

次に、第36条3の3の追加条文でございますが、これにつきましても、扶養控除の見直しに伴い、給与支払報告書及び公的年金等支払報告書の記載事項及び様式の見直しを行う必要があるため、改正をしたものでございます。この改正も平成24年度分からの適用となります。

次に、第44条、第45条の改正は、65歳未満の公的年金等に係る所得を有する給与所得者が、公的年金等の所得に係る所得割額を給与所得に係る所得割額等に加算して給与から特別徴収できるようにするために必要な改正を行うものでございます。これは、平成22年4月1日からの施行となります。

あと、附則第20条の4、第20条の5は、条文中の法律名が「租税条約実施特例法」から「租税条約等実施特例法」に改められたことにより、改正の必要が生じたものでございます。この改正は、平成22年6月1日からの施行となります。

続きまして、固定資産税関係でございます。

固定資産税関係は、地方自治法の一部改正に伴いまして、第54条の固定資産税の納税義務者等の規定の一部について、表現の削除や条項の繰り下げ等の改正を行うものでございます。これらの改正は、地方自治法の一部を改正する法律が施行された日から適用となります。

続きまして、たばこ税関係でございます。

第95条の改正が、旧3級品以外の製造たばこの税率を1,000本につき3,298円から4,618円に引き上げを行うための改正となります。

附則第16条の2の改正が、旧3級品の製造たばこを1,000本につき1,564円から2,190円に引き上げを行うための改正となります。なお、これらはいずれも平成22年10月からの実施となります。参考に旧3級品以外の製造たばこの国・府・町別の新旧比較表を掲載しております。参考にさせていただきたいと思っております。

最後に、金融証券税制関係でございます。

附則第19条の3が、非課税口座内の少額上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得等の非課税措置が創設されたことに伴いまして、必要な改正を行う必要が生じたもので、これは平成25年度分からの適用となります。

以上が、専決処分いたしました岬町税条例の主な改正の内容でございます。ご承認賜りますよ

うよろしくお願ひ申し上げます。

○谷本 貢議長 これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、本件に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

中原 晶君。

○中原 晶議員 本件につきましては、国のほうで改定があったものに伴って町の条例も変えるということでありませうけれども、この国の制度の変わった部分が住民に与える影響について確認しておきたいと思ひます。

一つは、子ども手当と高校の授業料の無償化の問題とかかわっての問題であります、子ども手当とそれから高等学校の授業料無償化の財源として、一部の控除が廃止や縮減されるということが言われておりますが、このことに伴って増税になるということがマスコミ等でも批判されているわけですが、実際に増税になるのかどうか、この点について一つ確認をしておきたいと思ひます。

それからもう1点、所得を基準にして算定するものが市内の制度でいろいろあると思ひますけれども、この所得を基準にして算定する例えば保険料とか、国民健康保険料とかいろいろあると思ひますけれども、このあたりについて、住民の皆さんに及ぶ影響についても確認をしておきたいと思ひます。

計算上、控除が廃止、縮減されることに伴って、所得がふえるということになってしまいますので、その影響でそういった料金について、それについても値上げという影響が及ぶのかどうか、影響が及ぶ項目、制度はどのようなものか、そのあたりについても確認をしておきたいと思ひます。

以上です。

○谷本 貢議長 総務部長、中口守可君。

○中口総務部長 中原議員の質問でございますが、まず子ども手当等々の問題でございます。それが増税になるのかというところでございますが、それについては政治的なことでもありますので、今すぐに答えるということにはちょっと差し控えたいと思ひますが、まず扶養控除の見直しでございますが、子ども手当の導入に伴いまして、これまで適用されておりました16歳未満の者を対象とする年少扶養親族に係る扶養控除額が廃止となります。特定扶養控除のうち16歳以上19歳未満の者に係る控除額は、現行では扶養控除33万円に12万円を上乗せした45万円でしたが、今回、高校の実質無料化に伴いまして上乗せ部分の12万円を廃止し、このたび33万円というものでございます。

また、その他諸控除の見直し等々ございまして、一応その辺の説明を詳細にすればいいんですけども、一応原課のほうに問い合わせをしていただければ、さらなる詳細な説明をしてまいります。先ほど言いました扶養控除については、そういう税制改正が行われたということでございます。

お手元の資料もそうなんですけれども、参考までにつけていただいておりますが、1ページの下の参考に書いていますように、所得に関しての税の影響については控除された後の金額でございますから、影響なしということを追加させていただきます。

以上です。

○谷本 貢議長 中原 晶君。

○中原 晶議員 まず、1点目の質問についてのお答えですが、制度の内容について改めてご説明いただいたところでありますが、同時に政治的なことでもあるのでということで、答えるのは差し控えたいというお答えがありました。この点については国会においても大半が増税になるというふうに答弁を既に得ているわけですので、国会で大半が増税になるというふうな答えを政府が出しているということは、岬町においても同じような傾向があらわれるということではないかなというふうに思います。

それからもう1点、所得と所得の計算、何か2点目の質問なんですけれども、ちょっとうまく説明できないんですが、影響がないというふうにおっしゃいましたけれども、これは控除が廃止されたり縮減されるということになりますので、計算上では所得が上がるということになるわけですね。そのことに伴って、所得を基礎にして算出する利用料ですとか税金ですとかそういったものには、当然影響が及ぶというのが当たり前なんじゃないかなというふうに思うわけですね。

私のような質問をしたというのは、今回、控除の廃止、縮減に伴って増税になるということとあわせて、それ以外の部分でも雪だるま式に値上げが行われて負担がさらにふえるんじゃないかと、そのあたりのことについて確認をしたかったわけです。そのあたりについて、この場ではお答えいただけないのでしょうか。私が今申し上げたことが誤りであれば、指摘していただく必要があると思いますし、影響がないと、雪だるま式に負担がさらに膨れ上がるということがないのであれば、そのことは再度きちんとこの場でおっしゃっていただきたいなというふうに思うんですけれども、もう一度同じ質問で恐縮ですが、お願いいたします。

○谷本 貢議長 総括理事、白井保二君。

○白井総括理事 それでは、お答えさせていただきます。

まず1点目の件ですけれども、扶養控除等の廃止に伴って増税になるのかという件ですが、こ

の件につきましては、税額だけを見ますと、おっしゃるとおり、確かに税額が例えば33万円の扶養控除がなくなりますので、今、地方税すなわち、町及び府民税の税率については10%ですので、当然3万3,000円の増額になるということでございます。しかし、国のほうでも報道されております子ども手当につきましては、月額2万6,000円、年間にいたしますと31万2,000円となりますので、単純に差し引きいたしますと、増税額については差し引きされて反対に個人の収入としてはふえるのではないかと、報道されている内容で試算しますと、そのようなことになると思います。

次に、国民健康保険料等で、扶養控除の廃止に伴いまして所得の考え方でございますけれども、所得につきましては収入額から必要経費を引いた残りを所得としておりまして、例えば国民健康保険料の場合でしたら、保険料の所得割額を計算するときは、所得額から扶養控除の額を控除する前の額で算定しますので、保険料の額については影響はございません。そういうことございまして、今回の扶養控除の見直しによりまして、国民健康保険料等の算出基礎となる所得についての影響はないと、そういう内容でございます。

以上でございます。

○谷本 貢議長 他に質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○谷本 貢議長 これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

反対ですか。まず、原案に反対の方の発言を許します。

中原 晶君。

○中原 晶議員 今、白井総括理事にもお出ましいただいて説明をいただいたところであります。

1点目の部分につきましては、税額だけ見れば増税になるが、子ども手当等差し引きした場合には、増税にはならないという報道もされているというような説明でありましたけれども、世帯によって確かに増税にならないところもありますけれども、差し引きしても増税になるところはあるというのが国会等でやりとりされている試算に基づくものでありますので、そこは事実もきちんと確認をしていただきたいというふうに思います。

さらに、差し引きしてという話になりますけれども、今年度について、子ども手当は半額支給しかされないと。来年度についての全額支給についても、まだ確約をされていないという段階において、その財源としての増税だけを先に約束させるという問題点も含んでおりますので、このことについては住民に与える影響が大いに懸念されるものとして、賛成しかねるという立場であ

ります。

国が一方的に決めたことと言えば決めたことでもありますので、そのことに伴って町の必要な改定を行うということについてはいたし方ないというふうに判断するものでありますけれども、住民に与える負担増の影響を不安に感じているところでもあります。

中でも特定扶養控除の縮小について、16歳以上19歳未満の扶養控除の縮減でありますけれども、このことについてはマスコミ等でも、既に低所得の家庭では高等学校の授業料の減免制度を利用している世帯もたくさんあったわけで、そういった世帯にとっては授業料の無償化が行われても、新たな負担の軽減にはならず控除の縮減による負担増のみがもたらされるということになるということもマスコミで報じられているわけでもあります。

先ほど2点目に質問した保険料等については、影響がないということをおっしゃっておられましたけれども、この点についても、まだ詳細にわたって私もきちんと調べるに足りていない部分がありますので、この点についても値上げにつながる懸念についてはまだ払拭できていないものであります。このことについては引き続き担当部局等にお聞きすることにするとして、現段階においては、国の制度の影響で住民への負担がふやされると、そういう世帯がふえるということについて懸念を大いに感じるものでありますので、本件については賛同しかねるという立場であります。

○谷本 貢議長 次に、原案に賛成の方の発言を許します。

(「なし」の声あり)

○谷本 貢議長 他に討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○谷本 貢議長 これで討論を終わります。

これより、議案第30号「専決処分承認を求める件(岬町税条例の一部改正)」を起立により採決いたします。

本件は、原案のとおり承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○谷本 貢議長 起立多数であります。

よって、議案第30号は原案のとおり承認することに決定しました。

○谷本 貢議長 日程4、議案第31号「専決処分承認を求める件(岬町国民健康保険条例の一

部改正)」を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。住民福祉部長、芦田貴志雄君。

○芦田住民福祉部長 日程4、議案第31号、専決処分の承認を求める件（岬町国民健康保険条例の一部改正）についてご説明させていただきます。

本件は、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分しましたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものであります。

裏面をお開きください。

専決処分理由としまして、国民健康保険法施行令及び国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令の一部を改正する政令が平成22年3月31日に公布され、同年4月1日から施行されることに伴い、岬町国民健康保険条例に所要の改正を行う必要が生じましたが、議会を招集する時間的余裕がないため、地方自治法第179条第1項の規定により、専決処分を行ったものでございます。

今回の条例改正につきましては、現在の厳しい社会経済状況を踏まえまして、倒産、解雇など事業主の都合による離職、いわゆる特定受給資格者や、雇用期間満了などにより離職をされた方々、いわゆる特定理由離職者について、保険料が前年所得で算定されるため、収入がなくなる失業者の負担が大きいことから、保険料の負担軽減策を講じるなどが主な内容となっております。

具体的には、会社倒産等による失業の翌年度末までは、算定基礎の前年給与所得をその所得の30%とみなして算定するものであります。

それでは、条例改正内容の説明をさせていただきます。議案書を開いて右側、あわせて新旧対照表をご参照ください。

条例第8号、岬町国民健康保険条例の一部を改正する条例。

岬町国民健康保険条例の一部を次のように改正する。

第19条第1項につきましては、賦課期日後において納付義務の発生、消滅、または被保険者数に異動があった場合についての規定であります。今回、特定受給資格者や特定理由離職者をされた方々についての規定の追加及び訂正をするものであり、「、若しくは国民健康保険法施行令第29条の7の2第2項に規定する特例対象被保険者等（以下「特例対象被保険者等」という。）となった」を加え、「増加又は」を「増加若しくは」に改め、「場合を除く。）」の次に「又は特例対象被保険者等となった場合」を、「なくなった日」の次に「又は特例対象被保険者等となった日」を加えるものであります。

次に、特例対象被保険者等の特例の項を第20条の次に新たに加えて第20条の2とし、内容

としましては、保険者に係る基礎賦課額の所得額の算定のための規定を追加し、その給与所得の算定を100分の30に相当する額と定めるものであります。

条文につきましては、世帯主又は当該世帯に属する被保険者若しくは特定同一世帯所属者が特例対象被保険者等である場合における第14条第1項及び前条第1項の規定の適用については、第14条第1項中「規定する総所得金額」とあるのは「規定する総所得金額（特例対象被保険者等の総所得金額に所得税法第28条第1項に規定する給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、同条第2項の規定によって計算した金額の100分の30に相当する金額によるものとする。第2項において同じ。）」と、「所得の金額（同法）とあるのは「所得の金額（地方税法）と、前条第1項第1号中「総所得金額（）」とあるのは「総所得金額（特例対象被保険者等の総所得金額に所得税法第28条第1項に規定する給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、同条第2項の規定によって計算した金額の100分の30に相当する金額によるものとする。」と、「については、同法」とあるのは「については、地方税法」と改めるものであります。

なお、附則としまして、附則1において施行期日を平成22年4月1日と定め、附則2におきましては経過措置として、この条例による改正後の国民健康保険条例の規定は平成22年度以後の年度分の保険料について適用し、平成21年度分までの保険料については、なお従前の例によるものとするものです。

以上、専決処分の承認を求める件、岬町国民健康保険条例の一部を改正する条例の概要につきましてご説明させていただきました。よろしくご審議の上、承認賜りますようお願い申し上げます。

○谷本 貢議長 これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、本件に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○谷本 貢議長 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○谷本 貢議長 討論なしと認めます。

これより、議案第31号「専決処分の承認を求める件（岬町国民健康保険条例の一部改正）」を起立により採決します。

本件は、原案のとおり承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○谷本 貢議長 満場一致であります。

よって、議案第31号は原案のとおり承認することに決定しました。

○谷本 貢議長 日程5、議員提出議案第2号「特別委員会の設置について」を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。議会議員、辻下正純君。

○辻下正純議員 ただいま議長の許可を得ましたので、議員提出議案第2号、特別委員会の設置について、地方自治法第112条及び岬町議会会議規則第14条の規定により、別紙のとおり提出いたします。

提出者、岬町議会議員、辻下正純。

賛成者は次のとおりです。敬称を略させていただきます。

賛成者、岬町議会議員、豊国秀行、辻下文信、反保多喜男、中原 晶、鍛治末雄、和田勝弘。

以上であります。

提案理由は、新たな岬町行財政改革計画の策定に関し、必要な調査及び研究を行うため、会議規則第14条第2項の規定に基づき、行財政改革委員会を設置するものであります。

特別委員会の設置について(案)の説明をいたします。裏面をご参照願います。

岬町議会委員会条例(昭和62年岬町条例第13号)第5条の規定により、次のとおり特別委員会を設置する。

名称は行財政改革委員会。委員定数は14人。設置目的は、新たな岬町行財政改革計画の策定に関し、必要な調査及び研究を行うこと。設置期間は、目的が達成されるまで。

以上でございます。よろしくご審議の上、議決賜りますようお願いいたします。

以上です。

○谷本 貢議長 これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、本件に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○谷本 貢議長 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○谷本 貢議長 討論なしと認めます。

これより、議員提出議案第2号「特別委員会の設置について」を起立により採決いたします。
本件は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○谷本 貢議長 満場一致であります。

よって、議員提出議案第2号は原案のとおり可決することに決しました。

○谷本 貢議長 日程6、意見書案第2号「関西国際空港の国際ハブ空港化を求める意見書(案)」を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。議会議員、鍛冶末雄君。

○鍛冶末雄議員 ただいま議長の許可を得ましたので、意見書案を提案いたします。

意見書案第2号

関西国際空港の国際ハブ空港化を求める意見書(案)

本議案を別紙のとおり、岬町議会会議規則第14条の規定により提出いたします。

提出者、岬町議会議員、鍛冶末雄。

賛成者は次のとおりです。敬称は省略させていただきます。

賛成者、岬町議会議員、辻下文信、反保多喜男、小川日出夫、豊国秀行、出口 實。

以上のとおりであります。

趣旨説明は、朗読によりかえさせていただきます。

関西国際空港の国際ハブ空港化を求める意見書(案)

関西国際空港は、開港以来国際空港として機能し、関西域で人、モノ、情報の交流を活発化させるなど一定の役割を果たしているところであり、将来的には、国際航空のネットワークの拠点としての地位を確立し、アジアはもとより世界に開かれた日本の玄関口として発展していくという大きな役割を担っている。

また、2007年8月の第2滑走路オープンにより、日本初の長距離滑走路を複数有する24時間運用可能な空港となり、関西と世界を結ぶゲートウェイとして、また国際貨物のハブ空港としての重要性がますます高まっている。

しかしながら、現在関西には、関西国際空港、伊丹空港、神戸空港の3空港があり、それぞれの役割分担が不徹底のまま運用され、厳しい経済情勢や空港需要の低迷など、今後の関西3空港の共存共栄は非常に厳しく、関西国際空港は、国際拠点空港としての機能と役割を十分に発揮で

きない現状である。

よって、国においては、関西国際空港の建設に至った経緯を十分に踏まえ、我が国の将来の発展に繋げるという観点からも、当初の方針どおり伊丹空港の廃止を遵守し、早急に関西国際空港を国際ハブ空港と位置づけ、財政措置も含め、整備を図ることを強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成22年5月6日

大阪府泉南郡岬町議会

提出先、内閣総理大臣、国家戦略担当大臣、財務大臣、経済産業大臣、国土交通大臣、衆議院議長、参議院議長。

趣旨説明は以上のとおりでございます。よろしくご審議の上、可決賜りますようお願い申し上げます。

○谷本 貢議長 これをもって、趣旨説明を終わります。

これより、本件に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○谷本 貢議長 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

反対ですか。反対の方の発言を許します。中原 晶君。

○中原 晶議員 本件につきましては、まず委員会で、この意見書を提出することについて議論される機会がありましたので、そのときの経過等について1点まず申し上げてから、本件についての私の意見を申し上げておきたいと思えます。

まず、委員会での議論の中で、ハブ空港化についてあえて反対するものではないんですけども、伊丹空港の廃止という文言を入れたままにすることについて異議を申し上げたところであります。そのことにつきましては、委員会の中で取り上げて議論をしていただくという機会が設けられませんでした。こういった委員会の運営に対しては大きな疑問を感じるところであります。今後、委員会のみならず、議会のすべての議論をする場という機会において、こういったことがないように改善をしていく必要があるというふう感じたところであります。

さて、本件につきましては、先ほど申し上げましたとおり、関西空港のハブ空港化そのものについては反対する立場ではありませんけれども、まだ1,600万人利用されているという伊丹空港を残してほしいという声もあるというのが事実であります。この件について、府民、近畿圏の住民に対する説明が全体としてはいまだ不十分であり、合意が得られたと言える段階ではないと

いうふうを考えるものであります。

そういったことから、結論を先に押しつけるというやり方になってしまっておりまして、そういったやり方に同意することができないと考えるものでありますので、本意見書についても賛同しかねるという立場であります。

以上です。

○谷本 貢議長 次に、原案に賛成の方の発言を許します。

(「なし」の声あり)

○谷本 貢議長 他に討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○谷本 貢議長 これで討論を終わります。

これより、意見書案第2号「関西国際空港の国際ハブ空港化を求める意見書(案)」を起立により採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○谷本 貢議長 起立多数であります。

よって、意見書案第2号は原案のとおり可決することに決しました。

○谷本 貢議長 お諮りします。

暫時休憩したいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○谷本 貢議長 異議なしと認めます。

暫時休憩します。

なお、全員懇談会を11時00分から第2委員会室で開催します。理事者については中口総務部長の出席をお願いします。

暫時休憩します。

(午前10時45分 休憩)

(午前11時30分 再開)

○小川日出夫副議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程7及び日程8については、私が議長の職務を行います。よろしくお願いいたします。

日程7、「議長辞職の件」を議題とします。

議長の谷本 貢君から議長の辞職願が提出されております。

地方自治法第117条の規定により、谷本 貢君の退場を求めます。

(谷本 貢議長 退場)

○小川日出夫副議長 提出されております辞職願を朗読します。

平成22年5月6日

岬町議会副議長殿

岬町議会議長 谷本 貢

辞 職 願

このたび都合により、岬町議会議長の職を辞職したいので、地方自治法第108条の規定により許可されるようお願いいたします。

お諮りします。

谷本 貢君の議長の辞職を許可することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○小川日出夫副議長 異議なしと認めます。

よって、谷本 貢君の議長の辞職を許可することに決定しました。

谷本 貢君の入場を求めます。

(谷本 貢議員 入場)

○小川日出夫副議長 ただいま谷本 貢君の議長の辞職が許可されましたので、報告します。

○小川日出夫副議長 日程8、選挙第1号「議長の選挙」を行います。

選挙は投票で行います。

議場の閉鎖を命じます。

(議場閉鎖)

○小川日出夫副議長 ただいまの出席議員は14名です。

次に、立会人を指名します。

会議規則第32条第2項の規定により、立会人に15番竹内邦博君、1番川端啓子君、2番鍛冶末雄君を指名します。

投票は単記無記名です。

また、投票数が同数の場合は、地方自治法第118条の規定により、準用する公職選挙法第95条の規定により、当選者はくじで決めることになっておりますので、念のため申し上げます。

投票用紙を配付します。

(投票用紙配付)

○小川日出夫副議長 投票用紙の配付漏れはございませんね。

(「なし」の声あり)

○小川日出夫副議長 配付漏れなしと認めます。

投票箱の点検をお願いします。

(投票箱点検)

○小川日出夫副議長 異状なしと認めます。

これより投票を行います。議席番号順に投票願います。

(投票)

○小川日出夫副議長 投票漏れはございませんか。

(「なし」の声あり)

○小川日出夫副議長 投票漏れなしと認めます。

投票を終了します。

これより開票を行います。

竹内邦博君、川端啓子君、鍛冶末雄君、立ち会いをお願いします。

(開票)

○小川日出夫副議長 選挙の結果を報告します。

投票総数14票、これは先ほどの出席議員に符合しております。

そのうち有効投票数14票、無効投票はゼロです。

有効投票のうち、岡本議員8票、竹内議員6票、以上のとおりであります。

この選挙の法定得票数は4票であります。よって、岡本君が議長に当選されました。

議場の閉鎖を解きます。

(議場開鎖)

○小川日出夫副議長 ただいま議長に当選されました岡本君が議長におられますので、本席から会議規則第33条第2項の規定により告知をします。

本来は議長に当選されました岡本君の承諾があったものとして、ごあいさつをお受けするところ

ろであります。申し合わせにより、議会役員すべてが決定した後ということでご了承をお願いします。

新議長が決まりましたので、私の役目も終わりました。

岡本議長、議長席にお着き願いたいと思います。

(副議長退席、議長着席)

○岡本重樹議長 皆さん、議長に当選をさせていただきまして大変ありがとうございます。ここからは私が役選の進行をさせていただきますので、よろしく願いをいたします。

お諮りします。

暫時休憩したいと思います。ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○岡本重樹議長 異議なしと認めます。

暫時休憩することに決定しました。

暫時休憩いたします。

(午前 11時40分 休憩)

(午後 2時20分 再開)

○岡本重樹議長 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

○岡本重樹議長 日程9、「副議長辞職の件」を議題とします。

副議長の小川日出夫君から副議長の辞職願が提出をされております。

地方自治法第117条の規定により、小川日出夫君の退場を求めます。

(小川日出夫副議長 退場)

○岡本重樹議長 提出されております辞職願を朗読いたします。

平成22年5月6日

岬町議会議長殿

岬町議会副議長 小川日出夫

辞 職 願

このたび都合により、岬町議会副議長の職を辞職したいので、地方自治法第108条の規定により許可されるようお願い出ます。

お諮りします。

小川日出夫君の副議長の辞職を許可することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○岡本重樹議長 異議なしと認めます。

よって、小川日出夫君の副議長の辞職を許可することに決定しました。

小川日出夫君の入場を求めます。

(小川日出夫議員 入場)

○岡本重樹議長 ただいま小川日出夫君の副議長の辞職が許可されましたので、報告をします。

○岡本重樹議長 日程10、選挙第2号「副議長の選挙」を行います。

お諮りします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○岡本重樹議長 異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は、指名推選で行うことに決定をしました。

お諮りします。

指名の方法については、私から指名することといたしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○岡本重樹議長 異議なしと認めます。

よって、私から指名することに決定をしました。

それでは、私から指名をします。

副議長に竹内邦博君を指名します。

お諮りします。

ただいまご指名をしました竹内邦博君を副議長の当選人と決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○岡本重樹議長 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名をいたしました竹内邦博君が副議長に当選をされました。

ただいま副議長に当選されました竹内邦博君が議場におられますので、本席から会議規則第33条第2項の規定により告知をします。

本来は副議長に当選をされました竹内邦博君のご承諾があったものとして、ごあいさつを受けるところであります。申し合わせにより、議会役員がすべて決定した後ということでご了承を願います。

○岡本重樹議長 日程11、選任第1号「常任委員会委員の選任」から日程12、選任第2号「議会運営委員会委員の選任」、日程13、選任第3号「特別委員会委員の選任」までの3件を一括議題としたいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○岡本重樹議長 異議なしと認めます。

よって、日程11、日程12及び日程13の3件を一括議題といたします。

常任委員会委員、議会運営委員会委員、特別委員会委員の指名について、委員会条例第7条の規定により、お手元に配付をいたしました名簿のとおり指名したいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○岡本重樹議長 異議なしと認めます。

よって、お手元に配付しました名簿のとおり、それぞれの委員に選任することに決定しました。各委員会の委員が選任されましたので、それぞれの委員会の委員長及び副委員長が互選されるわけですが、ただいまより暫時休憩したいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○岡本重樹議長 異議なしと認めます。

暫時休憩いたします。

(午後2時28分 休憩)

(午後2時29分 再開)

○岡本重樹議長 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

休憩中に各委員会が開催され、それぞれの正副委員長が互選されましたので、お手元に配付しました名簿をもって報告とさせていただきます。

○岡本重樹議長 日程14、推せん第1号「農業委員会委員の推せん」を議題といたします。

農業委員会委員の指名については、私から指名したいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○岡本重樹議長 異議なしと認めます。

地方自治法第117条の規定により、奥野 学君の退場を求めます。

(奥野 学議員 退場)

○岡本重樹議長 それでは、指名をさせていただきます。

農業委員会委員に奥野 学君を推選したいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○岡本重樹議長 異議なしと認めます。

よって、農業委員会委員に奥野 学君を推選することに決定をいたしました。

奥野 学君の入場を求めます。

(奥野 学議員 入場)

○岡本重樹議長 ただいま奥野 学君を農業委員会委員に推選することに決定しましたので、報告をします。

○岡本重樹議長 日程15、選挙第3号「阪南岬消防組合議会議員の選挙」を行います。

お諮りします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選としたいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○岡本重樹議長 異議なしと認めます。

選挙の方法は、指名推選とすることに決定をいたしました。

指名については、私から指名したいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○岡本重樹議長 異議なしと認めます。

よって、私から指名することに決定をしました。

阪南岬消防組合議会議員に総務文教委員会委員長の川端啓子君、総務文教委員会副委員長の辻下文信君、議長の私、岡本重樹を指名いたします。

お諮りします。

ただいま指名いたしました川端啓子君、辻下文信君、岡本重樹を当選者と決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○岡本重樹議長 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名をしました川端啓子君と辻下文信君と岡本重樹が阪南岬消防組合議会議員に当選されました。

ただいま阪南岬消防組合議会議員に当選されました3名が議場におられますので、本席から会議規則第33条第2項の規定により告知をします。

私のほか2名の方、よろしくお願いをいたします。

○岡本重樹議長 日程16、議案第32号「監査委員の選任について同意を求める件」を議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、反保多喜男君の退場を求めます。

(反保多喜男議員 退場)

○岡本重樹議長 本件について、提案理由の説明を求めます。町長、田代 堯君。

○田代町長 日程16、議案第32号、監査委員の選任について同意を求める件。

次の者を監査委員に選任したいので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第196条第1項の規定により、議会の同意を求める。

平成22年5月6日提出。岬町長、田代 堯。

議会議員、反保多喜男。

提案理由、議会議員から選任の川端啓子氏が監査委員を退任されたので、反保多喜男氏を監査委員に選任したく、議会の同意を求めるものであります。

どうぞよろしくお願ひいたします。

○岡本重樹議長 これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、本件に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○岡本重樹議長 質疑なしと認めます。

お諮りします。

本件は人事に関することですので、討論を省略したいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○岡本重樹議長 異議なしと認めます。

これより、議案第32号「監査委員の選任について同意を求める件」を起立により採決します。

本件は、これに同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○岡本重樹議長 満場一致であります。

よって、議案第32号は、これに同意することに決定をいたしました。

反保多喜男君の入場を求めます。

(反保多喜男議員 入場)

○岡本重樹議長 ただいま監査委員の選任同意が可決されましたので、報告します。

○岡本重樹議長 お諮りします。

日程17、「総務文教委員会の閉会中の所管事務調査について」から日程18、「厚生委員会の閉会中の所管事務調査について」、日程19、「事業委員会の閉会中の所管事務調査について」及び日程20、「議会運営委員会の閉会中の所管事務調査について」までの4件について一括議題としたいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○岡本重樹議長 異議なしと認めます。

よって、日程17から日程20までの4件は一括議題とすることに決定をしました。

お手元に配付しております申出書のとおり、3常任委員長並びに議会運営委員長から、会議規則第75条の規定に基づき、それぞれの所管事項について、閉会中の継続審査をしたい旨の申し出があります。

お諮りします。

3常任委員長並びに議会運営委員長からの申出書のとおり、それぞれ閉会中の継続審査とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○岡本重樹議長 異議なしと認めます。

よって、それぞれ閉会中の継続審査とすることに決定をしました。

以上をもちまして、すべての委員会構成が成立をしました。

○岡本重樹議長 それでは僭越ですが、新役員を代表して私のほうからごあいさつを申し上げたいと思いますので、降壇をお許し願います。

三役、各常任委員長、議会運営委員長の皆さん、演壇のほうへお集まり願います。

(岡本重樹議長 降壇)

○岡本重樹議長 それでは、代表いたしまして、一言ごあいさつを申し上げます。

本日は、議案の審議並びに議会役員の選挙等、臨時議会の運営にご協力をいただき、ありがとうございました。おかげさまをもちまして、本年度の議会構成が決まりました。

本町を取り巻く情勢は一段と厳しくなっていく状況ではございますが、よりよいまちづくりのために、また議会運営につきましても、七役一同、皆様と相談をしながら、知恵を出し合い、工夫しながら、この1年間頑張ってまいる所存でありますので、皆様方のご協力、ご支援をよろしくをお願いいたします。

簡単ではございますが、これをもって就任のあいさつとさせていただきます。よろしく願いをいたします。(拍手)

(岡本重樹議長 議長席へ)

○岡本重樹議長 それでは、1年間ご苦勞されました前三役、各常任委員長、議会運営委員長の皆

さん、演壇のほうへお並び願います。

前役員を代表しまして、谷本 貢前議長からあいさつをお願いいたします。

前議長、あいさつをよろしくをお願いいたします。

○谷本 貢議員 前役員を代表しまして、私のほうから一言ごあいさつを申し上げます。

1年間、皆様のご協力により、無事に責務を終えることができましたことを御礼申し上げます。

本町の現状を見ますと、これまで以上に議会が一丸となって取り組んでいかなければならない課題もございます。新しい役員さんにはご苦労をおかけいたしますが、よりよい議会運営のほどよろしくをお願いいたしまして、御礼のあいさつにかえさせていただきます。ありがとうございました。（拍手）

○岡本重樹議長 前役員の皆さん、1年間本当にご苦労さまでした。

どうぞ議席にお戻りください。

○岡本重樹議長 お諮りします。

以上をもって、本臨時議会の会議に付されました事件はすべて議了しました。

よって、会議規則第7条の規定により、本日で閉会したいと思います。

ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○岡本重樹議長 異議なしと認めます。

これをもって、平成22年第2回岬町議会臨時会を閉会します。

長時間にわたる慎重審議、ありがとうございました。

（午後2時40分 閉会）

以上の記録が本町議会第2回臨時会の会議のてんまつに相違ないことを記するため、ここに署名する。

平成22年5月6日

岬町議会

議 長 岡 本 重 樹

前 議 長 谷 本 貢

署 名 議 員 豊 国 秀 行

署 名 議 員 小 川 日 出 夫